

第1 目的

この要綱は、公益財団法人浜松国際交流協会（以下「HICE」という。）が、外国につながる子ども（以下「子ども」という。）の日本語能力向上のための学習の促進を目的に、日本語能力試験受験料助成事業を実施するために必要な事項を定める。

第2 助成対象者

浜松市内に在住し、第1項から第4項を全て満たす子どもで12歳から18歳の者（ただし、19歳以上であっても高等学校等に在学中の者を含む）とし、次の第1号から第4号のいずれかに該当する子ども

- (1) 外国籍であること
- (2) 日本国籍を持つが両親のうちいずれかが外国籍であること
- (3) 日本国籍を持つが両親のうちいずれかがかつて外国籍であったこと
- (4) その他日本語学習支援を必要とする相当の事情があること

2. 次の第1号から第3号のいずれかの教育施設等に在籍する子ども

- (1) 別表に掲げる学校教育法の第一条に掲げられている教育施設
- (2) 別表に掲げる外国につながる子どもに母国の教育を行う外国人学校（以下「外国人学校」という。）
- (3) 別表に掲げる外国につながる子どもに日本語学習指導を行う地域日本語教室（以下「地域日本語教室」という。）

3. 当該年度に日本国内で実施される公益財団法人日本国際教育支援協会主催の日本語能力試験（以下「試験」という。）に合格（合格した試験のレベルは問わない）していること。

4. 試験合格者と助成金振込先口座の名前が同一であると確認できること。

第3 助成内容

受験料相当額(7,500円)を助成する。

第4 助成の申請及び決定

申請者は、はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイト（以下「HAMAPO」という。）のウェブページにある日本語能力試験受験料助成申請フォーム（以下、「申請フォーム」という。）に入力して行う。

2 申請者は、当該年度の9月末日もしくは2月末日までに、申請フォームに合否結果通知書及び日本語能力認定書の写し、その他必要書類の写しを添え、HICEに申請を行う。

3 申請には、保護者の同意が必要である。または保護者が代わりに行うことができる。

4 HICEは、申請内容について審査及び、必要に応じて日本語能力試験合格者が在籍する教育施設等への照会をしたのち助成を決定し、日本語能力試験受験料助成金交付確定通知書により申請者へ通知すると

もに、合格者本人の銀行口座へ助成金を振り込みにより行うものとする。

第5 助成金の返還等

次の各号の事由が判明した場合は、助成対象者は助成金を返還しなくてはならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) 本要綱に基づく助成事業の目的に反したとき

別表

学校教育法の第一条に掲げられている教育施設	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校
外国人学校	ムンド・デ・アレグリア イーエーエス浜松伯人学校 エスコラ・アウカンセ
地域日本語教室	就学支援教室（雄踏教室、佐鳴台教室、駅南教室） 浜松日本語学習支援団体ネットワークに所属する日本語教室

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。